

処 分 基 準

平成18年8月9日作成

法 令 名：道路交通法
根 拠 条 項：第75条第2項
処 分 概 要：自動車の使用制限命令
原 権 者：島根県公安委員会
法 令 の 定 め： 道路交通法第75条第1項（自動車の使用者の義務等） 道路交通法施行令第26条の6（自動車の使用の制限の基準）
処 分 基 準：別紙のとおり
問 い 合 わ せ 先： 島根県警察本部交通部交通指導課
備 考：

別紙：

処分基準：

1 道路交通法施行令（以下「令」という。）第26条の6に規定する使用制限の処分基準に該当することとなった使用者に対する使用制限の処分期間の量定については、処分対象行為及び処分事情ごとに、その内容に応じてそれぞれの点数を付し、その合計点数を基礎として行うものとする。

2 処分対象行為等に付する基礎点数

(1) 処分対象行為に付する基礎点数

令第26条の6第1号及び第2号に規定する使用制限の処分基準に該当する場合における当該処分の事由となる自動車の使用者等の違反行為に付する基礎点数は、それぞれ次表のとおりとする。

区 分		点 数
酒 酔 い	運 転	36点
麻 薬 等	運 転	36点
無 免 許	運 転	26点
無 資 格	運 転	16点
酒 気 帯 び	運 転	16点
過 労	運 転 等	16点
速 度 超 過	運 転	6 点
放 置 駐 車	違 反	6 点
積 載 物 重 量 制 限 超 過 車 両 運 転	10割以上	6 点
	5 割 以 上 10 割 未 満	4 点
	5 割 未 満	2 点
積 載 物 大 き さ 制 限 超 過 車 両 運 転		2 点
積 載 方 法 制 限 超 過 車 両 運 転		2 点

(2) 処分事情に付する点数

ア 自動車の使用者等が、当該自動車の使用の本拠におけるその者の業務に関し、過去1年以内に、道路交通法（以下「法」という。）第117条の2第2号若しくは第3号、第117条の4第5号から第7号まで、第118条第1項第4号若しくは第5号、第119条第1項第11号、又は第119条の3第1項第3号の違反行為をした者である場合は、自動車の運転者が下命又は容認行為に係る違反行為を行った場合にのみ(1)の表に掲げる点数を付するものとする。

イ 自動車の運転者が令第26条の6第1号の表の下欄、又は第2号の表の中欄に掲げる違反行為をし、よって交通事故を起こして人を死亡させ、若しくは傷つけ、又は建造物を損壊した場合は、次表に掲げる点数を付するものとする。

交通事故の種別	点 数
死 亡 事 故	40点
傷害事故のうち、当該事故に係る負傷者の治療期間が3月以上であるもの又は後遺障害が存するもの	30点
傷害事故のうち、当該事故に係る負傷者の治療期間が30日以上3月未満であるもの（後遺障害が存するものを除く。）	20点
傷害事故のうち、当該事故に係る負傷者の治療期間が30日未満であるもの（後遺障害が存するものを除く。）	10点
建 造 物 損 壊 事 故	

ウ 使用者等の違反行為の数え方

処分事情のうち、前記アに掲げる使用者等の違反行為の数え方については、使用者等の下命又は容認ごとに1回として数えるものとする。

3 処分量定の方法

(1) 点数計算の方法

処分量定の基準となる点数の計算方法は、前記2の(1)及び(2)に従い処分対象行為及び処分ごとに付された点数を合計するものとする。

(2) 処分期間の量定

処分期間の量定は、前記(1)の合計点数及び処分前歴の回数に応じて行うものとし、その基準は次表に掲げるとおりとする。

区分	前歴なし	前歴1回	前歴2回	前歴3回以上
6～10点		20日	40日	60日

11～15点	10日	30日	50日	70日
16～20点	20日	40日	60日	80日
21～25点	30日	50日	70日	90日
26～30点	40日	60日	80日	100日
31～35点	50日	70日	90日	110日
36～40点	60日	80日	100日	120日
41～45点	70日	90日	110日	130日
46～50点	80日	100日	120日	140日
51～55点	90日	110日	130日	150日
56～60点	100日	120日	140日	160日
61～65点	110日	130日	150日	170日
66点以上	120日	140日	160日	180日

※ 処分前歴： 自動車の使用者が、当該自動車の使用の本拠において使用する自動車の運転について、過去1年以内に法第75条第2項又は法第75条の2第1項若しくは第2項の規定による公安委員会の命令を受けたことをいう。

4 政令で定める基準との関係

前記3の方法により処分量定を行った結果、処分期間が令第26条の6第1号及び第2号にそれぞれ処分対象行為ごとに区分して規定されている処分期間の上限を超える場合には、その上限をもって処分期間とする。

5 期間の計算

令第26条の6第2号の表の下欄中の「過去1年以内」という場合の期間中の計算は、処分対象行為をした日を起算日として計算するものとする。

なお、この場合において、処分前歴の計算は、その処分期間の始期が過去1年以内にあるものについて計算するものとする。また、1年間は、365日とするものとする。